第494回(定例)福崎町議会会議録

令和 2 年 1 2 月 4 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開 会

○令和2年12月4日、第494回(定例)福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員		1	1 4 名									
	1番	河	嶋	重一	·郎			8番	竹	本	繁	夫
	2番	松	岡	秀	人			9番	柴	田	幹	夫
	3番	三	輪	_	朝	1		0 番	富	田	昭	市
	4番	Щ	П		純	1		1番	高	井	或	年
	5番	小	林		博	1		2 番	城	谷	英	之
	6番	石	野	光	市	1		3 番	前	Ш	裕	量
	7番	木	村	いつ	がみ	1		4番	北	山	孝	彦

- ○欠席議員(な し)
- ○事務局より出席した職員

事 務 局 長 岩 木 秀 人 主 查 塩 見 浩 幸

○説明のため出席した職員

町		長	尾	﨑	吉	晴	副	町	£	. 近	藤	博	之
教	育	長	髙	橋		涉	公 営	企業管	曾理 君	f 福	永		聡
技		監	野	邊	正	彦	会	計 管	理者	f 月	、幡	伸	_
総務	課	長	尾	﨑	俊	也	企 画	可財 政	課長	=	田田	利	彦
税務	課	長	三	木	雅	人	地域	え 振 興	課長	. 成	田	邦	造
住民生	上 活 課	長	大	塚	久	典	健康	延福 祉	課長	~ 省	岡	周	和
農林	辰 興 課	長	松	岡	伸	泰	まち	づくり	課長	Е Д	1 下	勝	功
上下方	水道 課	長	橋	本	繁	樹	学材	を 教 育	課長	き	塚	謙	
社会	数 育 課	長	松	田	清	彦							

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 仮議長の選任にかかる議長への委任について
- 第 5 議案第78号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 議案第79号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第80号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第81号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第82号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の増減及び規約の一部変更について
- 第10 議案第83号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の制定について
- 第11 議案第84号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行

に関する条例の制定について

- 第12 議案第85号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第13 議案第86号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第87号 福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第88号 福崎町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 第16 議案第89号 令和2年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第17 議案第90号 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)について
- 第18 議案第91号 令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1号)について
- 第19 議案第92号 令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について
- 第20 議案第93号 令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第21 議案第94号 令和2年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第22 議案第95号 令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第23 議案第96号 令和2年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号) について
- 第24 議案第97号 福崎町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 仮議長の選任にかかる議長への委任について
- 第 5 議案第78号 人権擁護委員の推薦について
- 第 6 議案第79号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第80号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第81号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第82号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の増減及び規約の一部変更について
- 第10 議案第83号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の制定について
- 第11 議案第84号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行 に関する条例の制定について
- 第12 議案第85号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第13 議案第86号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第87号 福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第15 議案第88号 福崎町いじめ防止対策推進条例の制定について
- 第16 議案第89号 令和2年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について
- 第17 議案第90号 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)について
- 第18 議案第91号 令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1号)について
- 第19 議案第92号 令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) について
- 第20 議案第93号 令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第21 議案第94号 令和2年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第22 議案第95号 令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第23 議案第96号 令和2年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号) について
- 第24 議案第97号 福崎町道路線の認定について

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第494回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、今年もいよいよ残すところ一月足らずとなり、日ごとに寒さが増し、冬の訪れを感じる季節となってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきまして、引き続き感染防止対策を行う中での、本定例会開催となります。会議中は、発言時を含めマスクの着用をお願いします。なお、演台、質問席及び議長席については、マウスシールド等の着用を可とします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置していますので、ご利用ください。議場に入場される方の検温を実施していますので、ご協力をお願いします。感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解ご協力をお願いします。

さて、本定例会に提案されます案件は、議案第78号から議案第97号までの 議案20件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議を いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いい たしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第494回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第494回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

4番、山口 純議員

11番、高井國年議員

以上の両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る11月27日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、 既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から12月17日 までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

義 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月17日までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。

11月30日の第493回福崎町議会臨時会閉会後、本日までの議会活動について、事務局に報告させます

事務局 議会活動報告をいたします。

12月1日、介護保険運営協議会が開催され、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席しました。

12月2日、都市計画審議会が開催され、各委員が出席しました。

12月3日、行政改革懇話会が開催され、各委員が出席しました。以上です。

議 長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書及び陳情書が、議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

日程第4 仮議長の選任にかかる議長への委任について

日程第4は、仮議長の選任にかかる議長への委任についてであります。

仮議長の選任にかかる議長への委任の件を議題といたします。

議案第81号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については、13番、前川裕量副議長、8番、竹本繁夫議員、及び私、議長の北山の3名について、地方自治法第117条の規定による除斥が必要であります。

お諮りいたします。同法第106条第3項の規定により、この会期中におきまして、議案第81号の説明、質疑及び討論・採決における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

長異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を、議長に委任することに決定しました。

仮議長は、10番、冨田昭市議員を選任します。

次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、議案第78号、人権擁護委員の推薦についてから、議案第97号、福崎町道路線の認定についてまでの20件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

長皆様、おはようございます。

本日は、第494回定例議会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りありがとうございます。

暦の上では冬でありますが、爽やかな天気が続いています。今年も残すところ 1か月を切りましたが、令和2年は思いもよらなかったことが次々に起こりました。

その一つ目は、新型コロナウイルスの出現です。感染拡大が止まりません。第一波であった4月には緊急事態宣言を発令し、経済活動を一時的に止めて、感染拡大を力ずくで抑え込みました。徐々に経済活動を再開しますと、7月から8月にかけて第二波が到来し、この時期は若い世代を中心に多くの感染者が出ました。そして、その第二波が収まり切らないところに第三波が押し寄せています。最近では幅広い世代に、また、地方での感染が広がっており、そのスピードが加速しています。

そういった中、「GoToトラベル」や「GoToイート」などの運用を見直すとの発表がありました。住民の命と暮らしを守ることを第一に考えていかなければなりませんが、同時に経済活動とどうバランスを取るかが問われています。今が正念場ではないかと思います。ここはもう一度、「三密を避ける」「ソーシャルディスタンスを確保する」「マスクを着用する」「手洗いをしっかりと行う」などの、ひょうごスタイルを徹底することが重要ではないかと考えています。住民の皆様にもしっかりと呼びかけてまいります。

二つ目は、安倍首相が9月に体調不良により辞任されたことです。辞意表明後、 党の総裁選挙、国会の内閣総理大臣指名選挙を経て、菅義偉総理大臣が誕生しま した。退陣があったとしても自民党総裁としての任期を全うしてからだと思って いましたので驚きました。10月に行われた第203回臨時国会において、菅内 閣総理大臣の所信表明が行われました。

その演説内容の1点目は、「新型コロナウイルス対策と経済の両立」であります。新型コロナウイルスから国民の健康と命を守りながら、経済活動も動かしていこうとのことでありますが、現状を見ますとコロナ対策のほうに重点を移さなければならない状況になっているように思われます。

2点目は、「デジタル社会の実現」であります。このたびのコロナ禍により我が国のデジタル化、ICT化が遅れていることが明らかになりました。今後5年で自治体のシステムの統一、標準化を行うとしています。政府が進める行政のデジタル化と小中学校のGIGAスクール構想の推進に町としてもしっかりと取り組んでまいります。

3点目は、「グリーン社会の実現」であります。2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすることを宣言されました。このことは確実にできるだけ早く実現すべき最重要の課題であります。私は、住民の命と暮らしを守ること、すなわち安全、安心な暮らしを実現することが、自治体の最も重要な責

-5-

町

議

務であると考えます。近年、全国各地で大雨による災害が頻発していますが、これは地球温暖化の影響によるところが大きいのではないかと考えます。河川整備を進めることも、砂防、治山ダムを造ることも大事であります。けれども根本的なところは、温室効果ガスの排出量を減らし、地球環境を守っていくことではないでしょうか。次の世代のためにも、このことは私たちの世代の責任であります。神崎郡ごみ処理施設の建設に向けても、この視点を重要視しながら進めてまいります。

4点目は、「活力ある地方を創る」であります。菅首相は、「東京圏、一都三県の消費額は全国の3割に過ぎない。観光や農業改革などにより、地方への人の流れをつくり、地方の所得を増やし、地方を活性化し、それによって日本経済を浮上させる。」としています。昨年の官房長官時代に講演を聞く機会があり、そのときに、地方創生の肝は観光と農業振興だとおっしゃっていたことを思い出しました。私たちもその流れに沿った施策を考えていく必要があります。

5点目は、「新たな人の流れをつくる」であります。現在は東京一極集中、東京の独り勝ちといった様相ですが、そのような中でパソナグループの本社機能を淡路島に移すといった報道がありました。デジタル社会が進んでいくと、都会から地方へという流れが進むのかもしれません。仕事はテレワークで行い、物価が安く自然環境がよい、住みやすい地方で生活をする。いろんな意味で地方が見直される時代が来るかもしれないと期待を持ったところであります。そのほかにも社会保障のことなど何点か触れられていますが、今後も国・県の動向を注視しながら町政に取り組みます。

今年に入ってうれしい出来事もありました。JR福崎駅前の町有地に10月22日、ウエルシア薬局がオープンしました。生活用品や食料品もそろっているので近隣の方は大変便利になったのではないでしょうか。また、県指定重要文化財である大庄屋三木家住宅の副屋と蔵が、宿泊施設とレストランとして、11月1日にプレオープンしました。事前の予約も順調とのことで喜んでいます。今年の8月にアエラという雑誌で、コロナ時代の移住先ランキングという特集があり、福崎町が近畿地区第1位に選ばれました。実際に移住先に選んでいただけるように議員の皆様、住民の皆様と力を合わせて、コロナに負けない、活力のある、住みよい町づくりを進めてまいります。

続いて、各課からの行政報告です。

総務課では、令和2年度職員採用試験の第2次試験を11月13日に実施しました。一般行政職は、10人が受験し、合格1人、補欠合格3人、不合格6人となりました。保健師は、1人が受験し、合格1人となりました。会計年度任用職員の募集について、町広報誌、回覧文書などでお知らせしていますが、募集期間は12月18日から28日までです。なお、試験日は1月8日です。

次に、選挙管理事務についてですが、福崎町財産区議会議員選挙執行日は令和3年3月21日に、福崎町議会議員選挙執行日は令和3年4月25日に決定しました。選挙人名簿の定時登録者数は、12月1日の基準日現在、男7,414人、女8,058人、計1万5,472人となり、前回の9月基準日より19人の減となっています。

企画財政課では、11月11日に令和3年度予算編成指示会議を開催し、予算編成方針を提示しました。私からは、町の設計図である予算について、コロナ禍はピンチであるが、その対策をした上で町制65周年記念行事を行うということ、コロナ禍に萎縮するのではなく、アフターコロナを見据えた予算編成に取り組み、活力にあふれ、風格のある住みよいまちに向け予算組みするよう指示をいたしま

した。昨日、第6次行政改革大綱及び実施計画について、第2回目の行政改革懇話会を開催し、原案に対し委員の皆様からご意見を頂戴しました。今後、12月中旬以降から1月にかけてパブリックコメントを実施し、その意見等を反映して最終の案を取りまとめます。

税務課では、国民健康保険税の滞納者で短期保険証の発行となる方を対象に、 11月4日から11日にかけて、納税相談を実施しました。対象者は169人で、 期間中30人の窓口相談がありました。今後も随時納税相談に応じていきます。 今後、年末に向けて町税の滞納者を対象に、姫路県税事務所と合同で一斉催告を 行います。これに対して何の反応も示さない方に対して夜間電話催告を実施し、 それでもなお連絡の取れなかった方などを対象に、夜間臨戸徴収を実施すること で滞納額の減少に努めます。

地域振興課では、「福崎〇〇まるしえ」を12月6日、駅前交流広場で開催します。ソーシャルディスタンスの確保に努め、広場入り口や出店前には消毒器を設置するなど、「ひょうごスタイル」で実施します。また、飲食物はテイクアウト方式にするなど、感染症対策を徹底し実施いたしますので、ぜひ、お立ち寄りください。町内の店舗・事業所などの事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症予防対策の取り組みに必要な消耗品、備品などの購入費を支援する「新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金」の申請を2月15日まで、受け付けています。スマートフォンを使った、統合型観光アプリの開発を進めています。「福崎を知る」、「福崎を歩く」、「福崎を遊ぶ」をテーマとして、町の観光資源・文化施設・特産品等の魅力を紹介し、観光客が楽しく周遊できるようなサポートやナビ機能などを搭載させ、誘客及び観光振興の促進を図ります。

住民生活課では、12月1日から10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。消防団の活動としましては、消防団非常呼集訓練を11月1日、早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。12月26日から30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、来年1月10日に消防団出初式を田原小学校で開催する予定です。このたびは、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、来賓の臨席はご遠慮いただき、簡略化して実施いたします

健康福祉課では、11月22日に、今年度最後のまちぐるみ健診を実施しました。今年度は全体で2,498人が受診されました。12月1日に、第3回介護保険事業運営協議会を開催し、来年度から3年間の第8期事業計画の基本目標や保険料等について、中間報告を行い審議していただきました。第3次福崎町障がい者プランについては、12月8日に第3回障害者福祉施策推進協議会を開催し、計画の素案を審議していただきます。高齢者のインフルエンザ予防接種については、本年度に限り、65歳以上の方全員を無料とし、10月23日から接種を開始しました。また、引き続き中学3年生までの子どもに対する、インフルエンザ予防接種費用の一部助成も実施しています。

農林振興課では、10月20日、神河町グリンデルホールにおいて、神崎郡農業委員会協議会の研修が、郡内農業委員約70名参加のもと開催されました。講演では、農業委員会の設置の目的、機能と役割を踏まえ、農家の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加等の課題解決に向けた集落での話し合いの重要性や、それに向けた農業委員会の取り組みについて学びました。県営高岡福田地区ほ場整備事業では、第3工区の工事に着手しました。令和3年の水稲作付を目指し、工事が進められています。松くい虫被害対策として、景観伐倒対策事業を福田地区の山林で着手します。

まちづくり課では、都市計画道路福崎駅田原線の法線見直しについては、県と協議の上、行程を見直しました。令和3年度の都市計画変更と事業着手に向け、地元説明や国、県との協議、都市計画審議会の開催など必要な手続に取り組みます。町道橋の補修については、福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、佐本橋、大内橋などの補修工事や、定期点検を実施しています。「福崎町・姫路市連携コミュニティバス、ふくひめ号」は、今年度までの社会実験の結果を踏まえ、令和3年度からの本格実施に向け、姫路市等関係機関との協議を進めます。市川水系の防災・減災対策では、県が七種川のJR橋梁付近などの堆積土砂撤去工事に着手しました。今後も国・県に河川の改修や適切な維持管理に関する予算確保など要望を行います。

上下水道課では、水道事業では、昨年度に引き続き、東部工業団地配水池送水管更新工事を行います。また、現在施工中の辻川山配水池改修工事では、コンクリート構造物補修工事の完了後に、防水塗装工事を実施します。下水道汚水整備では、福崎浄化センターの膜カートリッジ更新工事を実施します。また、福崎工業団地・企業団地においては、必要がなくなった旧汚水管の閉塞工事を実施します。農業集落排水事業では、今後、6施設の補修・改修におけるコスト算定のための「最適整備構想計画」の策定を進めています。雨水整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事(その9)が間もなく完了します。引き続き、下流部分の工事に着手します。また、福田地区では、直谷第2雨水幹線工事を進めています。早期完了を目指して取り組んでいきます。

工業団地整備室では、東部工業団地造成事業は、県土地開発公社に工事や施工監理業務を委託し、今年度中の完了を目指して取り組んでいます。現在、調整池の築造を中心として、工事を進めています。

学校教育課では、福崎小学校北校舎の改修工事に着手しています。11月に足場を設置し、外壁工事に着手しました。これから、外側の窓などの建具を複層ガラスに替える工事を実施します。児童や関係者の安全を第一に工事を進めます。給食センターでは、令和3年度から3年間の調理業務と配送業務を委託する業者を、現在受託しているコーベフーズ株式会社に決定しました。これからも、児童生徒に安全・安心な給食を提供していきます。GIGAスクール事業として、町内の小中学校におけるICT環境を整備しています。校内の通信ネットワークの構築、児童生徒1人1台端末と電源キャビネットの購入などハード面での整備はほぼ目途がつきました。今後は授業支援ソフトの活用方法や、一人一人に適した学習方法の構築などソフト面が中心となります。有意義で効果的な使用を目指します。

社会教育課では、12月5日に開催を予定していた「人権・青少年健全育成フェスティバル」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、小中学生の主張、体験発表を中止し、人権ポスターや人権標語等を文化センター小ホールに展示します。また、障害者週間の普及・啓発を目的に募集したポスター作品も、併せて展示をします。令和2年度の成人式を、来年1月11日、成人の日に文化センターで開催します。企画運営につきましては、各中学校から紹介を受けた新成人で組織する実行委員会において検討いただいているところです。

歴史民俗資料館では、8月1日から11月29日まで、町内に残存する戦争資料として、戦時中に使用されていた日用品や、兵士の所持品などを展示した企画展「戦後75年福崎と戦争の歴史をつむぐ」を行いました。例年開催している、岩田健三郎さんを講師に招いた版画教室は、12月6日に開催します。柳田國男・松岡家記念館では、松岡映丘が描いた、勇壮な武士の絵を中心に紹介する画

稿展「映丘が描いた歴史画」を、10月3日から11月29日まで開催しました。 大庄屋三木家住宅では、6代当主三木通明が江戸へ旅した道のりを「江戸紀行〜 三木通明、江戸へ行く」と題した特別展示を12月6日まで開催しています。

また、三木家住宅の副屋及び辻川界隈歴史・文化館につきましては、11月か ら宿泊・飲食施設としての活用が始まっています。今後も、指定管理者と連携を 図りながら、文化財の保存・活用を推進してまいります。エルデホールでは、兵 庫県芸術文化協会の支援を受け、優れた舞台芸術を身近に鑑賞、体験できる取り 組みとして、県民芸術劇場「淡路人形芝居と落語」を12月20日に上演します。 さて、今議会に提出した議案は20件です。

議案第78号、人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員の退任に伴う人 事案件で、新たに推薦することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第79号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についてから議案 第81号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定については、福 崎町もちむぎのやかた、福崎町工業団地企業会館及び福崎町老人デイサービスセ ンターの各公の施設の指定管理者を定めることについて、議会の議決を求めるも のです。

議案第82号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 増減及び規約の一部変更については、構成団体の増減に伴う、兵庫県市町村職員 退職手当組合規約を変更することの協議について、議会の議決を求めるものです。

議案第83号から議案第88号は、いずれも上位法令の改正などに伴う関係条 例の新規制定及び一部改正で、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例、並びに同選挙における選挙公報の発行に関する条 例、及び福崎町いじめ防止対策推進条例を、それぞれ新規に制定し、地方税法の 改正に伴う関係条例の整備に関する条例、福崎町老人デイサービスセンターの設 置及び管理に関する条例、及び福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準を定める条例を、それぞれ一部改正することについて、議会の議決 を求めるものです。

議案第89号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第5号)についてから議 案第96号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号)につい てまでは、令和2年度の各会計の補正予算で、主なものは、人事異動や人事院勧 告の実施に伴う人件費の補正について、議会の議決を求めるものです。

議案第97号、福崎町道路線の認定については、民間による宅地造成の実施に 伴い、その区域内に存在する町道1路線を新たに認定することについて、議会の 議決を求めるものです。

以上、人事案件が1件、条例制定が3件、条例改正が3件、補正予算が8件、 その他5件の全20件となっています。

詳細説明は、副町長、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきま すようよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

長ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいりますが、関連する議案は複 数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

議案第78号 人権擁護委員の推薦について 日程第5

長 日程第5、議案第78号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。 議 本案に対する詳細なる説明を求めます。

議

副 町 長 議案第78号、人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されますが、委嘱に当たっては、町長が、 町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、 人権擁護について理解のある者の中から、町議会の意見を聞いて候補者を推薦し なければならないと規定されています。委員の任期は3年であります。

本議案は、現委員の玉置明美氏が令和3年3月31日付で勇退されますので、 後任として、水田光紀氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

水田氏の住所は、福崎町八千種2332番地、昭和29年7月12日生まれの66歳でございます。水田氏の経歴等につきましては、議案第78号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴は1ページ左側に記載しているとおりです。また、右側には人権擁護委員としての抱負をお示ししています。参考としまして、2ページには任期一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

水田氏は人格、識見ともに高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、人権擁護委員として必ず使命を全うしていただけるものとして、確信し推薦するものであります。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていた だきます。

日程第 6 議案第79号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について 日程第 7 議案第80号 福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について

議 長 日程第6、議案第79号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、及び日程第7、議案第80号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第79号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、及び議 案第80号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、ご説明申し 上げます。

> 両議案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議 会の議決をお願いするものです。

> まず、議案第79号です。もちむぎのやかたの指定管理者は、現在株式会社もちむぎ食品センターを指定し、令和3年3月31日までの指定管理に係る協定を締結しています。

本議案につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで、5年間の指定管理者を指定することについて、引き続き、株式会社もちむぎ食品センターを指定管理者として指定しようとするものです。

指定管理者の選定に当たっては、厳正かつ公平に候補者の選定を進めるため、 副町長を委員長とした指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の候補 者について公募するか、または公募によらず選定するかを決定します。公募によ らず選定することとした場合は、提出された指定申請書を審査の上、候補者の評 価を行い、指定管理者の候補者を決定しているところです。

平成2年6月に設立された株式会社もちむぎ食品センターにつきましては、もちむぎのやかたが開館した平成7年2月以降、本町との管理委託契約に基づき、もちむぎのやかたを管理しながら、株式会社としての事業活動を行ってきました。 平成18年度からは、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として引き続きも ちむぎのやかたを管理運営しています。

また、本町の特産品である「もち麦・米澤2号」を全量買い入れた上で、加工、販売を手掛ける第三セクターであり、もちむぎのやかたと株式会社もちむぎ食品センターは、一体の関係にあります。

このようなことから、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に定められている、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の選定基準に該当すると判断し、もちむぎ食品センターから指定申請を受けました。

議案第79号資料をご覧ください。

その申請書が1ページから6ページとなります。2ページからが事業計画書で、3ページは管理運営の係る計画となります。

(1)基本的事項では、1の管理運営方針について、福崎町の特産品もちむぎ麺をはじめとするもちむぎ商品とその他の農産物を原料とする食品の製造販売、そして商業、農業の活性化や都市住民との交流が促進できる特産館もちむぎのやかたを目指して、施設の円滑な運営と施設・設備の適切な維持管理を行うとしています。

2の運営努力についてから以下の項目を、また4ページは(2)管理業務における各項目についても業務方針や対応方法など、適切な事業計画となっております。

5ページをお願いいたします。

左側は第27期から第32期の収支実績表で、第32期は見込みとなります。 右側は第33期から第37期までの5年間の収支計画となります。

第26期より常務取締役を配置し、収益体制の見直しや労働環境の改善を図り経営を行ったことから、第27期では営業利益750万円を上げることができました。また、第28期ではNHKのもち麦の放送等があり、3,900万円の営業利益を計上するまでになりました。第31期末では、現金及び預金額が5,00万円となり、経営状況は安定してきました。

そして町に対する借入金は、第27期から第31期までで4,600万円を返済し、第31期末では残高6,600万円まで減少することができました。平成31年4月から常務取締役が代表取締役に就任し、より安定した経営を進めています。しかしながら、令和2年3月頃から新型コロナの影響を受け、第31期の営業利益は14万円まで減少しました。第32期では営業利益がマイナス675万円となる見込みであります。

コロナによる規制や自粛により、観光客の激減とバス旅行やイベント等の中止により、飲食、観光事業にとって大打撃を受けることとなりました。現在は、持続化給付金や雇用調整助成金を受けながら、GoToトラベル、GoToイートの活用により、一般の観光客は戻りつつありますが、コロナ禍の中、どのようになるかは予想できません。

今後は新型コロナウイルスの防止対策を図りつつ、辻川山公園の河童、天狗など観光資源を活用し、三木家副屋の宿泊施設や観光交流センターの相乗効果を期待して、今後5年間の計画を立てています。売上は第37期の1億5,000万円を目指し、さらなる経営努力を図りつつ、営業利益が確保できるもちむぎのやかたの運営とセンターの経営を行っていきます。そして町への長期借入金の返済を進めていく計画であります。

7ページをお願いいたします。

左側が指定管理者選定委員会から町長への選定結果の具申、右側が株式会社も

ちむぎ食品センターへの指定申請に係る審査結果の通知書です。

内容につきましては、次のページとなります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。 4の選定理由、(1)の条例選定基準では、センターはもちむぎ麺を中心とするもちむぎ商品の積極的な販路拡大を行い、もち麦の作付面積を最大45ヘクタールまで拡大させ、地域農業の振興に大きく寄与してきたこと、(3)の次期指定期間の収支計画では、現指定期間内の収支実績は平均1期当たりの営業利益約1,300万円、経常利益約1,600万円となった。次期指定期間の収支計画は、十分な感染症対策を取り、利用者を増加させ、経費節減を図り、黒字化を目標とし、安定した経営が見込まれる。町の無利子貸付についても順調に償還が見込まれるとしています。

9ページをお願いいたします。

指定管理者の指定に係る協定書であります。第4条では指定管理料は支払わないものとするなど、前回の協定書と大きな変更点はありません。ご確認ください。なお、12ページをお願いします。12ページに記載のとおり、この協定書は本議会で議決をいただいた後、本協定とするものでございます。

以上、議案第79号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第80号、福崎町工業団地企業会館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

こちらも議案第79号と同じく、指定管理者選定委員会において決定しているところでございます。福崎工業団地協議会につきましては、議案第80号資料6ページをお願いいたします。

選定結果の4、選定理由(2)設置経緯のとおり、企業会館は昭和63年2月に建設されて以来、福崎工業団地協議会に管理を委託してきました。平成18年度からは、地方自治法の規定に基づく指定管理者として、引き続き15年間当開館を管理しています。また、(1)の条例制定基準では、福崎工業団地協議会は企業会館が位置する福崎工業団地と福崎企業団地の立地企業で構成された地域に密着した団体であり、会館の性格、規模などから設置目的を果たすためにも最適の団体であるとしています。

このようなことから、設置理由の初めに記載のとおり、福崎町公の施設に係る 指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第3号に定められている、公 募によらない指定管理者の候補者の選定等の選定基準に該当すると判断し、福崎 工業団地協議会から指定申請を受けました。

その申請書が1ページから4ページとなります。2、3ページは事業計画書、4ページには実績と収支計画を記載しています。企業会館の運営に必要な経費につきましては、福崎工業団地協議会と福崎町がそれぞれ2分の1を負担することとしており、町負担分を指定管理料として支払っています。

5ページの左側が選定結果の具申、右側が審査結果の通知書です。

内容につきましては、次のページとなります。

3の指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。 4の選定理由、(1)、(2)は先に説明しておりますので、(3)の次期指 定期間の運営状況につきましては、令和元年10月からは消費税が10%に増税 されましたが、令和2年度までの5年間、年間185万円の指定管理料の範囲内 で運営してきました。次期指定期間は、実績と消費税増税分を加味して、年間1 88万4,000円の計画とし、これまでと同様の維持管理ができるものとなっ ております。 7ページからは、指定管理者の指定に係る協定書でございます。

第4条の指定管理料は、各年度ごとに188万4,000円としています。その他の条文につきましては、前回の協定書と大きな変更点はありません。ご確認ください。

なお、10ページに記載のとおり、この協定書は本議会で議決をいただいた後、 本協定とするものでございます。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

両議案ともご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第8 議案第81号 福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議 長 日程第8、議案第81号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指 定についてを議題といたします。

> 地方自治法第117条の規定により、13番、前川裕量副議長、8番、竹本繁 夫議員、及び私、議長の北山の退場を求めます。あらかじめ選任した10番、冨 田昭市議員を仮議長とします。

暫時休憩します。

(北山議長降壇、北山議長・前川副議長・竹本議員退場、冨田仮議長登壇)



休憩 午前 1 0 時 2 2 分 再開 午前 1 0 時 2 2 分



仮 議 長 会議を再開いたします。

議長の選任により、議案第81号における仮議長を務めます。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第81号、福崎町老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について、 ご説明申し上げます。

> 地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、 第1及び第2老人デイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人福崎 町社会福祉協議会を指定しようとするものです。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。

議案第81号資料の1ページからが、社会福祉協議会からの指定申請書になります。

資料の3ページをご覧ください。

社会福祉協議会の事業計画書になります。事業計画1の1、管理運営方針については、5行目で地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、今後も今までの経験を最大限に発揮し、管理運営を行います。

右側のページ5番の職員の配置状況については、介護保険事業に規定される管理者、生活相談員、看護職員、介護職員などで、現在職員の欠員はございません。 1週間のうち6日開設していますので、職員の有給休暇などの対応として、非常勤職員など必要な人員を登録しています。

次に4ページをご覧ください。

右側の6、危機管理対応の(3)感染症対策として職員、施設利用者の毎日検 温や施設出入り時の消毒の実施、またソーシャルディスタンスの実施やマスクの 着用などの感染症予防対策を行うこととしております。 次に7ページをご覧ください。

平成28年度からの収支実績です。介護保険事業では、平成28年度、平成29年度と収支がマイナスとなっていましたが、施設整備の改修や利用者に対応したサービスの向上に努めたことで収益は改善され、平成30年度からは黒字に転じ、その後の介護保険事業資金収支は安定した運営状況となっています。

次に、8ページをご覧ください。

令和3年度以降、5年間の収支計画書です。介護保険事業については、令和3年度に、第2老人デイサービスセンターの空調設備と給湯設備の更新を計画しておりますが、積立金を充当し、当期資金収支としては、各年度で約300万円から400万円程度となる見込みです。

次に、10ページをご覧ください。

指定管理者候補者の選定結果です。4番の選定理由ですが、公募によらない選定基準に該当することに加え、施設の設置経緯及び今後の運営状況を勘案し、候補者に決定しました。選定基準、設置経緯は記載のとおりで、町内2か所の老人デイサービスセンターを、福崎町と一体となって、地域に密着した介護保険事業及び介護予防事業を展開するとともに、採算が取りにくく民間事業所の参入が難しい、障害福祉サービス事業も行っており、障害者福祉の拡充にも積極的に取り組んでいます。

介護保険事業資金収支は安定した運営状況であり、次期5年間の指定管理期間 につきましても、十分な基金を保有しており、安定した施設運営が期待できるも のです。

次に、11ページをご覧ください。

指定に係る協定書になります。第4条の指定管理料は従前と同様に支払わない ものといたします。

次に、12ページをご覧ください。

右側の真ん中になります。第15条、衛生管理に感染症もいれております。その他の内容につきましては、前回の協定書と同じ内容となっております。なお、この協定書は議会の議決をいただいた後、本協定となります。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

仮 議 長 14番、北山孝彦議長、13番、前川裕量副議長、8番、竹本繁夫議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

(冨田仮議長降壇、北山議長・前川副議長・竹本議員入場、北山議長登壇)

 \Diamond

休憩 午前 1 0 時 2 8 分 再開 午前 1 0 時 2 9 分



議 長 会議を再開いたします。

日程第 9 議案第82号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増 減及び規約の一部変更について

日程第10 議案第83号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について

日程第11 議案第84号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関 する条例の制定について 議

長 日程第9、議案第82号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共 団体の数の増減及び規約の一部変更についてから、日程第11、議案第84号、 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定 についてまでの3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

説明の途中ですけども、暫時休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

 \Diamond

休憩 午前 1 0 時 2 9 分 再開 午前 1 0 時 4 3 分



議 長 会議を再開いたします。

総務課長 議案第82号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の増減及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

この退職手当組合は、県下の市町等で組織され、職員等の退職手当の支給に関する事務を共同処理する一部事務組合です。このたび、市川町外三ケ市町共有財産事務組合が加入すること、また西脇多可行政事務組合との事務統合により北播磨清掃事務組合が解散し脱退することから、この組合規約を令和3年4月1日付で改正するものです。

議案第82号資料に、新旧対照表をお示ししていますので、ご参照ください。 この加入及び脱退については、地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体の協議が必要となり、この協議することについては、地方自治法第290 条の規定により、議会の議決が必要となっていますので、ご審議いただきご承認 賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第83号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の制定について、説明いたします。

町村選挙では、一般的に選挙運動区域が狭い、選挙運動期間が短いことなどを理由に、今までは選挙公営の対象とされる範囲は、ほかの選挙と比較して狭いものとなっていました。しかし、町村合併による選挙運動区域の拡大や、多様な人材の議会参加を促進する必要があるにもかかわらず、候補者が少なく無投票が相次いでいる現状を改善するため、町村選挙における公営化拡大が要望されていました。

こうした事情を背景に、公職選挙法の一部改正により、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3点が、条例による選挙公営の対象となったところです。

議案第83号資料、1ページをご覧ください。右側の条例逐条解説に基づき、 説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めています。

第2条は、選挙運動用自動車の使用に係る費用を公費負担の対象とすることを 定めた規定です。

第3条は、選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び委員会に対して所定の届出をする必要があることを定めています。

第4条は、選挙運動用自動車の公営制度を利用するに当たり、契約類型ごとの 公費負担額を定めたものです。第1号は、車も運転手も燃料代も含めた、いわゆ るハイヤー契約を行った場合の上限額で、1日当たり6万4,500円です。第2号、アは、自動車のみの借入契約を行った場合の上限額で、1日当たり1万5,800円です。第2号、イは、燃料供給契約を行った場合の上限額で、1日当たり7,560円です。第2号、ウは、運転手の雇用契約を行った場合の上限額で、1日当たり1万2,500円です。各金額は、公職選挙法施行令に定められた金額に準じています。

第5条は、第4条に定める契約で複数の契約がなされている場合には、候補者 の指定するいずれか一方の契約が締結されているものと見なされる規定です。

第6条は、ビラ作成費用を公費負担の対象とすることを定めた規定です。

第7条は、選挙運動用ビラ作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い届出書の提出を義務づけています。

第8条は、ビラ作成費用の公営制度を利用するに当たり、公費負担額を定めた もので、上限額は1枚当たり7円51銭です。この金額も公職選挙法施行令に定 められた基準に準じています。

第9条は、ポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用を公費負担の対象と することを定めた規定です。

第10条では、選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、委員会の規定に従い届出書の提出を義務づけています。

第11条は、ポスター作成費用の公営制度を利用するに当たり、公費負担額を 定めたもので、525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た額に、31万50 0円を加えた金額を、ポスター掲示場数で割り戻して得た金額で、福崎町の選挙 では1枚当たり3,938円となります。この金額も公職選挙法施行令に定めら れた金額に準じています。

この条例は、公布の日から施行します。令和3年4月の町議会議員選挙が最初の適用となる見込みです。

資料4ページに公営の対象となったものごとに、その基準限度額あるいは上限 単価、また、一つの選挙での上限額を示していますのでご参照ください。

続いて、議案第84号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙公報 の発行に関する条例の制定について、説明いたします。

選挙に行きたいが、候補者の情報が少な過ぎて、誰に投票していいか分からないという有権者からの問い合せが多くあることを踏まえて、選挙管理委員会では、次期選挙から選挙公報を発行することを決定し、このたび条例を新しく制定するものです。

議案第84号資料1ページをご覧ください。左下側からの条例逐条解説に基づき、説明いたします。

第1条は、本条例の趣旨を定めています。

第2条は、選挙公報を発行する選挙の範囲を町議会議員選挙及び町長選挙とすること、掲載事項は候補者の氏名、経歴、政見、写真等であること、発行回数は 選挙ごとに1回とすることを定めています。

第3条は、選挙公報の掲載の申請について、申請方法と注意事項を定めています。

第4条は、選挙公報の掲載方法と発行手続について定めています。掲載文は原 文のまま掲載します。

第5条は、選挙公報の配布方法について定めています。選挙管理委員会は原則 として選挙の期日前1日まで、すなわち投票日の前日までに、選挙人名簿に登録 された有権者の各家庭に配布しなければなりませんが、各世帯に選挙公報を配布 することが困難と認められる特別な事情があるときは、新聞折り込みなどの方法 による配布も認められます。

第6条は、無投票当選等の場合に、選挙公報の発行を中止することができる旨 を定めています。

この条例は公布の日から施行します。これも令和3年4月の町議会議員選挙が 最初の適用となる見込みです。

以上で、議案第82号、第83号及び第84号の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

日程第12 議案第85号 地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

議 長 日程第12、議案第85号、地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する 条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第85号、地方税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

議案第85号資料、1ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和2年度税制改正において、納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえ、利子税、還付加算金の割合の引き下げが行われました。これに伴い、納税の猶予等の場合に軽減される延滞税についても、同様に割合が引き下げされたため改正をするものです。

引き下げ後の割合は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税、還付加算金、延滞税について、適用されます。

改正内容としましては、租税特別措置法の改正により、割合自体の引き下げに加え、同法第93条第1項に規定されていた特例基準割合が、利子税特例基準割合、延滞金特例基準割合、還付加算金特例基準割合と、それぞれの名称に改正され、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されました。

地方税法でも同様に、特例基準割合を規定していることから、延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合と名称を改正します。また、還付加算金及び延滞金の割合がゼロ%となることのないよう、各割合が年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とします。

併せて、第1条、町税条例以外でも、地方自治法や都市計画法などに規定された延滞金について、地方税法の特例基準割合に倣って、第2条、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例、第3条、福崎町介護保険条例、第4条及び第5条、福崎町都市計画下水道事業受益者負担金条例、第6条、福崎町後期高齢者医療に関する条例に規定されているため、そうした規定についても、今回改正するものです。

2ページ以降には、新旧対照表をお示ししておりますので、審議の参考として ください。

なお、この条例は令和3年1月1日から施行します。

ただし、第4条の規定は公布の日から施行します。改正後の規定は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第85号の説明とさせていただきます。

ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第13 議案第86号 福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例について

日程第14 議案第87号 福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第13、議案第86号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第14、議案第87号、 福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第86号、福崎町老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第86号資料の1ページをご覧ください。

改正の概要になります。福崎町の障害児相談支援事業の利用者については、福 崎町内に当該事業所がないため、主に神河町の事業所に対応してもらっている状 況であります。

また、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画にも、障害児相談支援 事業の体制整備が明記されております。しかし、現在町内に民間事業所の新規参 入は見込まれず、障害児のサービス需要に対応するために、福崎町社会福祉協議 会が実施主体として、福崎町第2老人デイサービスセンターでサービス提供を行 うこととしました。

これに伴い、当該条例の老人デイサービスセンターで行う事業に、障害児相談 支援事業を追加、また利用対象者についても、障害児相談支援事業の利用対象者 の要件を追加するものです。

この条例は、公布の日から施行します。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。 以上で、議案第86号の説明を終わります。

続きまして、議案第87号、福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 議案第87号資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、令和2年6月に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布されたため、この省令を準用する福崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員ではなく、主任介護支援専門員でなければならないとされ、同時に令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置が設けられました。

しかし、このたび介護人材の確保が厳しい状況であることを考慮し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難であることなど、やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とすることを可能とするとともに、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、経過措置期間をさらに6年延長し、令和9年3月31日まで猶予する旨の条例改正を行うものです。

この条例は、令和3年4月1日から施行し、管理者要件の適用猶予の規定につ

いては、公布の日から施行します。

議案資料2ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。 以上で、議案第87号の説明を終わります。

両議案ともご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第15 議案第88号 福崎町いじめ防止対策推進条例の制定について

議 長 日程第15、議案第88号、福崎町いじめ防止対策推進条例の制定についてを 議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第88号、福崎町いじめ防止対策推進条例の制定について、ご説明申し上 げます。

> 本条例は、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえ、 福崎町教育委員会においては、平成26年9月に福崎町いじめ防止基本方針を、 また、各学校においても、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に対する取 り組みを行ってきました。

このたび、福崎町いじめ防止対策推進条例を制定して、いじめ防止についての基本理念を明らかにし、本町の子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めていくものであります。

条例の内容につきましては、議案並びに議案第88号資料1ページ左側の3、 条例の概要をご覧ください。

いじめ防止の基本理念のもと、児童生徒等のいじめ禁止とともに、町、学校及び教職員、保護者の責務、及び町民等の役割を定め、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進します。

重大事態とは、一つに、いじめにより児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、二つに、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが生じているときと定めております。いじめによる重大事態の発生に対して、学校にて調査を実施することを定め、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会にいじめ問題対策委員会を設置して、調査を行い必要な措置を講じられるようにします。

さらに、町長は、学校または教育委員会が実施した調査結果に対して、必要があると認めるときは、いじめ問題調査委員会を設置して再調査を行い、その結果は町議会に報告するものとしています。

さて、制定の内容についてでございますが、議案資料1ページ右側の逐条説明 をご覧ください。

第1条では、目的を定めております。

第2条では用語の定義を、第3条では基本理念を定めています。

第4条では、いじめの禁止等を。

2ページをお願いします。第5条では、町の責務を、第6条では学校及び学校の教職員の責務を、第7条では保護者の責務を、第8条では町民の役割を定めており、学校、家庭、地域社会を含めた町全体で取り組んでいくことをうたっております。

第9条では、いじめ防止基本方針を、第10条では重大事態への対処について。3ページをお願いします。第11条には、福崎町いじめ問題対策委員会について。第12条では、福崎町いじめ問題調査委員会について規定しております。

4ページをお願いします。第13条では、個人情報の取り扱いについて、第1

4条では委任について規定しております。

なお、施行期日は公布の日から施行いたします。

議案資料4ページ右側に通常時と重大事態時における各組織の対応について、フローチャート的に表しておりますので、ご覧ください。

そして、参考として議案資料 5 ページに福崎町いじめ問題対策委員会規則案、 福崎町いじめ問題調査委員会規則案を添付しております。

以上、議案第88号の説明とさせていただきます。

ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第16 議案第89号 令和2年度福崎町一般会計補正予算(第5号)について

議 長 日程第16、議案第89号、令和2年度福崎町一般会計補正予算(第5号)に ついてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第89号について、ご説明申し上げます。

令和2年度福崎町一般会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,320万円を追加し、補正後の予算の総額を106億3,230万円とするものであります。

主な補正内容は、地方公務員の人事院勧告に基づく職員の給与改定等並びに人事異動等による人件費の増減、ふるさと応援寄附金及びコミュニティ助成事業に係る歳入歳出の増額、高齢者のインフルエンザ予防接種委託料の増額などであります。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、人事院勧告に合わせた期末手当の0.05か月分の引下げといった改定等による減額、4月1日以降の職員の人事異動による各会計・目間における増減と、当初予算で積算していた幼児園等のフルタイム会計年度任用職員の採用減などによる減額、こういったものを精算して計上しております。

一般会計予算に係る特別職3名及び、水道及び下水道事業を除く会計年度任用職員、再任用職員を含む549名に係る人件費の補正額は、一般会計職員で2,933万8,000円の減、特別会計に対する繰出金で523万円の減、合計で3,456万8,000円の減額となります。

一般会計職員の2,933万8,000円の減の主な項目別内訳ですが、パートタイムの会計年度任用職員に係る報酬が1,090万円の増、給料で2,226万7,000円の減、期末勤勉手当で1,306万1,000円の減、社会保険料負担金の556万2,000円の減であります。このたびの人事院勧告の影響額は、一般会計で334万3,000円の減、全会計で376万6,000円の減であります。

議案資料の1ページに、全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご 参照ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。歳出の17ページ、18ページをお開き願います。

なお、説明につきましては、冒頭でご説明しました職員等の人件費に係るもの につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承ください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上が、歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

また、事項別明細書の後ろに給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照

ください。

次に、議案の第2条、債務負担行為補正につきましては、議案の3ページをお 開き願います。

追加で、福崎町文珠荘指定管理事業としまして、令和3年度から令和5年度の3か年の限度額3、300万円を計上しております。

以上、議案第89号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

- 日程第17 議案第90号 令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第18 議案第91号 令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第19 議案第92号 令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議 長 日程第17、議案第90号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)についてから、日程第19、議案第92号、令和2年度福崎町介 護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてまでの3件を一括議題といたし ます。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第90号、令和2年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2 号)について、ご説明申し上げます。

> 今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,660万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ21億130万円とするものです。 議案第90号資料、1ページから3ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料3ページをお開き願います。

保険給付費月別状況です。真ん中の列の療養給付費をご覧ください。太い実線の8月分までが現在の実績値、太線から下の9月診療分から2月診療分につきましては、見込みの値となっております。

実績の4月診療分は、高額の診療があり、2億3,200万円となっております。9月以降の見込みについては、コロナの影響が少なくなった6月から8月の 実績を元に、7月の高額医療分を除いた1人当たりの医療費平均を試算し、令和 元年度の1人当たりの値に、伸び率を乗じて算出した値を入れております。

療養給付費の見込みは、12億7,733万円、当初予算額11億4,420万円に1億3,320万円を加え、補正後予算額を12億7,740万円と見込んでおります。

高額療養費では、7月の療養給付費で高額診療のあった高額療養費分が、9月での請求となり、1年間の見込みとしては1億8,973万円、当初予算額1億5,990万円に、2,990万円を加え、補正後予算額を1億8,980万円と見込んでおります。

資料2ページをお開き願います。

歳出の勘定表です。中央の補正額案をご覧ください。

まず、保険給付費ですが、給付の状況については先ほど説明させていただいたとおりです。合計金額は、予算現額13億3,090万円に対し、最終予算額14億9,400万円となり、1億6,310万円の増額を見込んでおります。

下から3行目、その他支出金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税の減免を行った令和2年2月、3月分の還付金で60万円の増額を見込んでいます。

歳出合計は、補正後21億130万円を見込んでおります。

資料1ページをお開き願います。

歳入では、県支出金の普通交付金につきましては、保険給付費に対する兵庫県からの交付金で、療養給付費、高額療養費の増額に伴うもので、総額で14億9,140万円となり、1億6,310万円の増額です。

特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免に対するもので、歳出と同額の60万円を見込んでいます。

繰入金については、一般会計繰入金が198万1,000円の増、基金繰入金は91万9,000円の増で、繰入金全体で補正後予算額は、1億8,244万円となり、290万円の増額です。

歳入合計は、21億130万円の見込みです。

議案に戻っていただき、議案書の事項別明細書でご説申し上げます。歳出の7ページ、8ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

17ページから19ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第90号の説明を終わります。

続きまして、議案第91号、令和2年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ710万円を 追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億8,330万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。事項別明細書の歳出7ページ、8ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

15ページから17ページには、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

また、議案第91号資料に勘定表をお示ししておりますので、あわせてご参照 ください。

以上で議案第91号の説明を終わります。

続きまして、議案第92号、令和2年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ17億2,610万円とするものです。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の歳出11ページ、12ページをお開き願います。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

23ページから25ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。また、議案第92号資料に勘定表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上で議案第92号の説明を終わります。

3 議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第20 議案第93号 令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について 日程第21 議案第94号 令和2年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)につい

7

日程第22 議案第95号 令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について

日程第23 議案第96号 令和2年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号)について

議 長 日程第20、議案第93号、令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)についてから、日程第23、議案第96号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算(第1号)についてまでの4件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 4企業会計の補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第93号、令和2年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告等に基づく人件費の補正並び に料金システムに係る固定資産購入費について、補正をお願いするものでござい ます。

補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入を80万円減額し、4億1,090万円に、支出を813万8,000円減額し、3億9,726万2,000円にしようとするものです。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書き中、不足する額を4億9,375万5,000円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,412万5,000円、過年度分損益勘定留保資金3億449万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,527万6,000円、繰越利益剰余金5,986万円に改めるとともに、次のページの資本的支出を1,214万5,000円減額して、5億475万5,000円といたします。

第4条では、予算第7条に定めた職員給与費を846万6,000円減額して、 3,483万3,000円とします。

また第5条では、利益剰余金の処分額を5,986万円に改めます。

それでは、補正内容についてご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、水補1ページ、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第93号資料をご覧ください。

まず、1ページは収益的収入及び支出の収入でございます。

営業外収益で、消費税還付金を80万円減額いたします。これは、他の補正により、消費税が還付から納税になることによるものです。支出の営業費用では、原水及び浄水費で620万1,000円を減額、配水及び給水費で152万3,000円を減額、次のページ、総係費では74万2,000円を減額し、合わせて846万6,000円を減額いたします。

内容につきましては、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で、詳細は内訳欄のとおりでございます。営業外費用では、消費税を32万8,000円追加いたします。これについても、消費税の還付が納税となることによるものです。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。

固定資産購入費では、その他無形固定資産で1,214万円5,000円を減

額いたします。内容については、今年度でリース契約が終了する上下水道の料金システムを、新たに購入する予定としておりましたが、サブスクリプション方式と呼ばれます、一定期間の利用権を購入する契約を結んだほうが、費用や保守の面で有利になることから、形態を切り替えることといたします。

なお、現在契約のリース期間は、令和3年3月21日までとなっております。 議案にお戻りください。その他説明書としまして、水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししております。

以上、議案第93号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第94号、令和2年度福崎町工業用水道事業会計補正予算 (第1号) について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、水道事業同様、職員の人事異動及び人事院勧告等に基づく人件費の補正並びに料金システムに係る固定資産購入費について、補正をお願いするものでございます。

補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、支出を53万1,000円減額し、4,416万9,000円にしようとするものです。 第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書き中、不足する額を421万5,000円に改め、その補填額については、過年度分損益勘定留保資金421万5,000円に改めるとともに、次のページの資本的支出を18万5,000円減額して、421万5,000円といたします。

また、第4条では、予算第7条に定めた職員給与費を53万1,000円減額 して、719万7,000円とします。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページ、2ページに実施計画を添付していますが、説明につきましては、議案第94号資料をご覧ください。

上段、収益的収入及び支出の支出では、営業費用で送水及び配水費を53万1,000円減額し、2,124万3,000円といたします。内容については、給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で詳細は内訳欄にそれぞれ記載のとおりです。

下段、資本的収入及び支出の支出では、固定資産購入費で水道事業同様、料金システムの形態を切り替えることから、その他無形固定資産購入費を18万5,000円減額いたします。

議案にお戻りください。

その他説明書としまして、工水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししていますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第94号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第95号、令和2年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告等に基づく人件費の補正、県 道拡幅に伴う下水道マンホールの修繕費、料金システムに係る固定資産購入費や 企業債の変更などについて、補正をお願いするものです。

補正予算の第2条では、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入を11

4万9,000円減額し、11億4,735万1,000円に、支出を980万 1,000円減額し、11億4,470万1,000円にしようとするものです。 第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出です。

予算第4条本文括弧書き中、補足する額を4億4,671万5,000円に改め、その補塡額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,956万2,000円、過年度分損益勘定留保資金4,063万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3億8,075万円、及び過年度未処分利益剰余金576万6,000円に改めるとともに、資本的収入は3,370万円減額し、6億510万円に、次のページの資本的支出は378万5,000円減額し、10億5,181万5,000円といたします。

第4条では、予算第9条に定めた職員給与費を1,701万円追加し、6,969万7,000円といたします。

また第5条では、利益剰余金の処分額を576万6,000円に改めます。 それでは、補正内容について、説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、下水補1ページ、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第95号資料をご覧ください。

まず、1ページは収益的収入及び支出の収入です。この資料は各目や節ごとの補正予定額と、その右には公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。営業外収益の消費税還付金は、今回の補正により消費税の還付金が減少するため、114万9,000円を減額いたします。

次のページ、支出では、営業費用の管渠費において、県道三木宍粟線の東大貫地区で道路の拡幅工事が行われ、下水道本管のマンホールの高さ調整が必要となったため、修繕費として170万円を追加いたします。処理場費については、節の給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費を補正するもので、865万6,000円を追加、また総係費については、40万1,000円を減額いたします。詳細につきましては、内訳欄のとおりでございます。

営業外費用の消費税等につきましては、修繕費の追加により納付金額が減少しますので、15万4,000円を減額いたします。

次に、3ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入です。企業債の資本費平準化債を3,370万円減額いたします

次の4ページは支出でございます。建設改良費において管路整備費及び雨水の管路整備費について、節の給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費を合わせて875万5,000円追加し、4億7,082万5,000円といたします。詳細につきましては、内訳欄のとおりです。

固定資産購入費では、水道事業及び工業用水道事業同様、料金システムの形態を切り替えることから、その他無形固定資産を1,254万円減額いたします。 議案にお戻りください。

その他の説明書として、下水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページから8ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第95号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第96号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算 (第1号) について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員の人事異動及び人事院勧告等に伴い、人件費の補正をお

願いするもので、第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の支出を3万円増額し、5億5,133万円にしようとするものでございます。

また、第3条では、予算第8条に定めた職員給与費を3万円追加し、277万4,000円とします。

次のページからの補正予算に関する説明書の造成補1ページには実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第96号資料をご覧ください。

東部工業団地造成事業費で、直接経費に3万円を追加いたします。内容につきましては一般会計支出金で、詳細は内訳欄の人件費企業会計負担分でございます。 議案にお戻りいただいて、その他説明書としまして、造成補2ページには予定 キャッシュ・フロー計算書、3ページ、4ページには給与費明細書、5ページ、

6ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照くださ

۷١₀

以上、議案第96号の説明とさせていただきます。

4 議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申 し上げます。

日程第24 議案第97号 福崎町道路線の認定について

議 長 日程第24、議案第97号、福崎町道路線の認定について、を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第97号、福崎町道路線の認定について、ご説明申し上げます。

当議案は、道路法第8条第2項の規定によりまして、福崎町道路線を別紙のと おり認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

当該路線は、2級町道西源寺線に接道する路線で、株式会社進路工業による開発行為により道路の新設がなされた箇所となっております。専用住宅14区画の開発によりまして、新設された道路について町道認定を行うものでございます。

なお、新設道路分につきましては、令和2年10月8日に町職員による完了検査を実施いたしております。その後、兵庫県による工事完了公告が10月27日に、公共用地につきましては、10月28日付で所有権移転がされ、町への帰属がなされております。

議案の別紙をご覧ください。なお、路線の位置等につきましては、議案第97 号説明資料をご覧いただきたいと思います。

認定する路線でございます。2級2364号線となっております。起点は南田原字下垣内3192番12地先から、終点は南田原字下垣内3192番16地先まで、延長は97.08メートル、幅員につきましては6.0メートルから14.6メートルでございます。

この新たな路線を2級として認定する理由についてでごさいますが、福崎町道路の管理等に関する条例第4条の2におきまして、2級町道の条件が明記されております。その中に開発許可を受けた住宅地で10区画以上の区域内道路という文言がございます。本開発につきましては、専用住宅14区画であり、2級町道としての要件を満たしたものとなっております。

以上、議案第97号、福崎町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

次の定例会2日目は、12月7日月曜日、午前9時30分から再開いたします。

-26-

章

本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

散会 午後 0時03分